

令和5年度第1回 松江市障がい者差別解消推進委員会 議事録

1 日時 令和5年8月2日(水) 18:00~19:40

2 場所 市役所3階 第1常任委員会室

3 出席者

(1) 委員 出席8名、欠席2名

出席：門脇委員長、広野副委員長、安部委員、京委員、稲田委員、小田川委員、中村委員、山本委員

欠席：宍道委員、富澤委員

(2) 事務局

健康福祉部：岸本健康福祉部次長、(障がい者福祉課) 有間課長、曾田係長、村田係長

仲田係長、福間係長、土井副主任、三井副主任

松江市障がい者基幹相談支援センター絆：出雲氏

4 協議事項

(1) 松江市障がい者差別解消条例の改正について

(2) 「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況

5 会議経過

【開会】

○有間課長 ただ今から令和5年度第1回松江市障がい者差別解消推進委員会を開催いたします。私は障がい者福祉課の課長をしております有間でございます。本日は、暑い中またお疲れの中ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

本日の会議の出席状況でございますけれども、富澤委員と宍道委員の2名がご欠席ということでございますので、よろしく願いいたします。

続いて委員の交代についてでございます。前回の委員会以降、異動による交代で新たに委嘱をさせていただいた委員の方をご紹介させていただきます。五輪ネット、島根県立松江ろう学校の中村委員です。よろしく願いいたします。

○中村委員 松江ろう学校校長の中村です。私自身特別支援学校採用の教員として、一番長い学校は盲学校で15年おりました。どうぞよろしく願いいたします。

○有間課長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。本日の開催の趣旨でございますけれども前回3月末に開催させていただきました委員会で、松江市障がい者差別解消条例の改正と、関連する施策について、事務局の方からご説明申し上げまして、ご意見をいただいたところでございます。

本日、改めて改正案の確認と、関連する施策そしてその実施状況についてご説明をさせていただいて、ご意見等をお願いするところでございますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は部長の松原が所用で欠席させていただいております。次長は前段の会議が遅れているようでございまして、遅れての出席になります。

それでは本委員会は、条例第10条の規定によりまして委員長が議長となることとなっております。

これより後は門脇委員長に進行をお願いいたく存じます。委員長、よろしく願いいたします。

- 門脇委員長 それでは、進行させていただきます。まず審議に入ります前に、本会につきましては、松江市情報公開条例の規定により、原則公開となりますが、本日予定されている項目の中で、非公開の基準に当てはまるものはございますか。
- 曾田係長 松江市障がい者福祉課の曾田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。情報公開について非公開の基準に該当するものはございません。
- 門脇委員長 ありがとうございます。それでは、会議は公開といたします。

【協議事項】

(1) 松江市障がい者差別解消条例の改正について【資料1】

- 門脇委員長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

協議事項(1)松江市障がい者差別解消条例の改正についてということですが、この項目について事務局から説明をお願いいたします。

- 曾田係長 協議事項(1)松江市障がい者差別解消条例の改正について説明させていただきます。資料1を御覧ください。まず資料に書いてございませんが、前回の会議は3月に開催させていただきました。一つは障害者差別解消法の改正の内容、もう一つは令和2年度に、この差別解消推進委員会の方から頂戴しました条例改正にかかるご意見を踏まえて、条例改正を行う部分、また施策や取り組みで対応する部分を整理いたしまして、ご意見を頂戴したところでございます。

条例改正については市からは主に事業者の合理的配慮の義務化という部分について、改正を行う形で資料を提示させていただいたところでございまして、一方その他の法改正で規定された部分、例えば県との役割分担とか、差別事例の情報収集といった、新たに法律には盛り込まれましたけれども、一方それは法律に書いてあることでございますので、条例にはあえて記載をせず、施策や取り組みで対応すると整理をしたところでございます。

前回の会ではA3横版の資料で、やや見にくいところがございましたので、今回は前回は踏まえた改正案でございまして、少し見えやすい形でご提示するものでございます。改正は2ヶ所ございましていずれも合理的配慮の義務化に関連するところでございます。

一つ目が、表の中の第5条でございまして。右側の改正前のところは、第2項のところで、市民と事業者の合理的配慮について、これまで努力義務としておりました。左側の改正後では第3項を新たに追加いたしまして、事業者の合理的配慮の義務を盛り込むものでございます。併せて第2項からは、事業者という言葉は削除いたします。

続いて二つ目が、第11条でございまして。この条は、障がいのある方やその家族などは、市に相談できるということを記載した条文でございまして、事業者の義務化に際しましては、事業者も相談する主体となること、これまでよりも多くなると思われまして、これまでもその他関係者ということで中に含まれて相談できましたけれども、今回、事業者という言葉を加え、相談できる方ということで強調したいという考えで、事業者を記載するものでございます。

現在のところ条例改正を予定する箇所は以上のところでございます。なお吹き出しのところに書いておりますけれども、並行して松江市総務課の法制部門で、条文の表現方法について検討している

ところでございます。現在のところ中身の意味を変えるということとはございませんけれども、その整理の結果、文言が多少変わることがあり得ますので、その点はご了解して御覧いただければと思います。以上この内容で今後条例改正を進めていく方向でよいか、皆様のご意見をいただきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

○門脇委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

○広野副委員長 今回の条例の改正ですけれども、先ほどの説明では法律に書いてあるので条例では規定しないというご説明がございましたけれども、条例は条例であって、本当に必要なこと、当然、法律が元ですので法律を見ればわかるということはあると思えますけれども、先ほどの体制の整備であるとか、情報の収集であるとかは非常に大事な項目で、法律に書いてあるから載せなくてもいいという考え方は、少しおかしいと思えます。ですから、この条例をどういう意味でお作りになろうとしているのか。

法律には規定されているけれども、それ以上のことを求める、いわゆる上乘せ条例であるのか、法律には規定されていないけれども、横出しの条例にするのか、そのあたりのこの条例の扱の意味が、根本的などころで少し不足しているのではないかと思えます。

もし、先ほどのような説明であれば、条例を作る必要性は非常に薄いと思えます。ですから、松江市として本当にこの条例で何をしたいのかというところが、もう少し明確に出てこないといけないのではないかというのが1点でございます。

それから、現在、法制部門で整理検討中だということですが、次、申し上げておきたいのは、第5条第3項で、合理的配慮が求められた場合には、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。これは一般の市民や事業者の方が、それは何だろう、合理的配慮って何ぞやと。つまり、ある程度条例を読んだら中身がわかるような規定をしないと。ですから法律では、「その実施に伴う負担が、過重でないときは、社会的障壁の除去を実施しなければならない。」というような、非常にわかりやすい表現にしている。これぐらいは書いてないと、事業者の方は、これ何でもやらないといけないのかと、そんなことうちの事業所の規模から無理だと思われるような規定をするのはどうなのかという気がします。

ですから、法律の文言をできるだけ省いて条例化したいという意図が見えますけれども、そういうものではないのではないかという気がいたします。法制部門で検討中だということですので、本当に一般の市民の方や事業者の方が読んで、ある程度わかる、そういうことを言うと、いやいや、別に説明紙をつけますからと言われそうですが、そういうものなしでもある程度のことわかるような条例の規定をしておかないと、今回の改正の意味が非常に薄まるのではないのかというのが2点目です。

それから3点目は、よその県や市の改正された条例を見ますと、市としては、障がい者福祉課が窓口になって、あと絆にも協力してもらって、窓口をやりましょうという規定になっていますけれども、これも、一般の方が福祉課というと、給付とかいろんなことをやっておられて、どこの係に連絡していいのかということがぴんとこないのです。ですから、障がい者差別解消相談コーナーといった名称を条例の中に謳って、その窓口は障がい者福祉課だという規定を入れておいて、いろんな人がこの条例を見たときに、うちの事業所としてはどうかと思われたときに、すぐ電話をできるような仕組みを作っておかないといけないのではないかと。以上3点でございます。

○曾田係長 ありがとうございます。まず障がい者差別解消条例でございますけれども、松江市として、市民や事業者の皆さん、行政も含めて、共生社会の実現に取り組んでいくという考えの条例であると思っています。今回の考えとしては、事業者の合理的配慮というのがこれまで努力義務であったというところで、ある意味、単純な考えになってしまっているのかもしれませんが、法律が変わったということで、条例の該当するところのこれまでは努力義務として規定されているところを変えようとしたものです。

それと併せて、繰り返しになりますが、令和2年度にご意見を頂戴しました。その内容をもって、条例に反映させるべきか、それとも取り組みの方で対応するのかというのを前回話し合ったところですが、既に、書き方は様々ですけれども、ある程度網羅できているところになりますので、条例は構わずに、取り組みで対応するというところで全体を整理させていただきました。

1番目のところでおっしゃったところでございますけれども、1枚めくっていただきますと法律改正の新旧対照表がございます。その中では例えば第3条のところでは、国と地方公共団体は連携をもって協力しなければならない、というところでありましたり、めくっていただいた16条のところ、情報収集、整理をして提供を行うよう努めるものとするというところを、条例に載せるかどうかということについて、総務課の法制部門と話し合う中で、松江市のこの条例に限らず他の条例も同様のスタンスがありますが、法律に記載してあることは、基本的に載せない、載せてはいけないというわけではありませんが、載せないというやり方をしておりましたので、努力義務と規定しているところを義務とする改正としたところでございます。

11条のところ相談コーナーを設けて、その名称を条例に規定するという点については、おっしゃる意味はわかりますし、条例を見ただけでこういうコーナーがあって、受けることができるとわかるような形にするというのは、わかるところでございます。それを条例の条文に、相談コーナーと命名して入れたほうがいいのか、相談ができるという形にとどめておいて、それ以外の取り組みのところ、相談コーナーというのを作ったということ、相談コーナーというのは時代に合わせてあり方が変わってくることもあろうかと思っておりますけれども、柔軟な形で対応できるように、あえて条例には相談コーナーというところまで書かない方法もあろうかと思っております、今はどちらかといいますと、後者の方を取らせていただいたというところでございます。

すみません、2番目の質問が抜けておりました。今回第5条第3項で、合理的配慮を求められた場合には、必要かつ合理的配慮をしなければいけないということについても、市民の方がこれはわかりにくいとか、合理的配慮とはまず何だということもあろうかと思っております。確かに国の言い回しについては、もう少しわかりやすいといいますか、そういう面もあると思っております。そうなりますと、その他のところも含めて、変えなければいけないところがあるかもしれませんので、そこは今一度検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○有間課長 補足でございますけれども、この「障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」でございますけれども、先ほど法で決まっていることは書かないなら、そもそも条例を作る必要がないではないかというお言葉がありましたが、もともとの条例のところも、基本的に法律に書いてあるところと重複しているところは限られた部分、最低限の部分でございまして、市や事業者や市民の方が取り組むべき内容というところを、松江市の条例策定委員会の審議の中で、書き入れた内容でございます。もともと法律にべったりという形で、法律に書かれているものを入れようという趣旨で

作られた条例ではなくて、松江市でプラスアルファの部分盛り込んだ条例と考えております。

合理的配慮の部分ですけれども、この新旧対照表には載っていませんが、条例自体に合理的配慮というところで別で定義をされているところがございますが、この書きぶりが、これも法にべったりしていないところがあると思いますが、第2条第4号に合理的配慮という項目があります。読み上げてみますと、「障がいのある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失する、又は過度の負担を課するものでないもの」ということで合理的配慮を定義付けております。これがそもそも法律よりわかりづらいというご意見もあるかもしれませんが、法律よりもう少し突っ込んだ表現に、当時の審議のもと、させていただいていると思っております。

この条例に相談コーナーを入れるということについては、曾田も申し上げましたが、条例ベースで書き入れるものかどうかというところは、総務部門ともしっかり確認させていただいて、条例を読めばどこにあるかわかるということは、大切な考え方だと思っております。ただ、この条例を読まなくても、差別や合理的配慮の相談、障がい者福祉課や絆にすればいいということがわかるような周知の仕方を、積極的にやっていきたいと考えております。以上でございます。

○門脇委員長 ありがとうございます。

○広野副委員長 2人の説明はわかりました。ただ、もう1回言っておきたいのは、本当に市民、事業者の方が聞いたり見たりしたときにわかりやすく、間違えなくて対応できるような規定の仕方というのをぜひお願いをしたいと思います。

○曾田係長 ありがとうございます。今一度検討させていただきたいと思っております。

○門脇委員長 ありがとうございます。他に、ご意見等ございますでしょうか。

そうしましたら、次の項目に進みたいと思っております。続きまして、(2) 条例見直しに関する意見及び障害者差別解消法改正を踏まえた施策及び取り組み状況について説明をお願いいたします。

(2) 「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況【資料2】

< 1 障がい理解の啓発（障害者差別解消法改正の周知を含む）>

○曾田係長 それでは資料2をもとに、条例見直しに関する意見及び障害者差別解消法改正を踏まえた施策と取り組み状況について、ご説明をさせていただきたいと思っております。これは先ほども申し上げましたが、令和2年度に頂戴したご意見、また法改正を踏まえて取り組む施策と、その施策の中から一部取り組んでいるところもございまして、その状況について説明をさせていただき、またご意見を頂戴したいと思っております。

前回その点についてお話をするときには、最初に申し上げましたA3横の資料を使わせてもらいましたが、今回は少し項目を見やすい形で整理させていただきまして、例えば1ページ目ですが、障がい理解の啓発ということで帯で書いてるところがございますが、その啓発の案件でありましたり、めくっていただきますと、2相談体制・研修でありましたり、ある程度項目で括らせていただき資料を作らせていただきました。取り組みの方向性でありましたり、取り組みの具体的な内容自体は、前回の資料に掲載してあるものをそのまま載せておりますので、内容自体は変わっていないということでご了解いただきたいと思います。

では、この網掛けしてある項目ごとに説明をさせていただきます、ご意見をいただきたいと思えます。一つ目が、1 障がい理解の啓発で、法改正の周知も含むというところがございます。指のしるしで書いてありますが、方向性として前回の資料の中でもお示しをしていたところがございます。啓発については、これまでよりも一層の合理的配慮の周知を行っていくということと、関係団体との協働による啓発を行って、また、事業者による合理的配慮義務化の積極的な周知を、また市民、事業者文化・情報のバリアフリーについて合理的配慮の範囲で取り組みを促すということで方向性を作っております。

具体的な取り組みにつきましては、丸を三つ書いてありますが、出前講座や差別解消に係る周知について企業、事業者への働きかけを強めていくとし、市内全般への合理的配慮の推進では出前講座の活用について周知を強化する。合理的配慮に関するチラシ又はハンドブックの作成、商工団体等を通じて配布又は機会をいただき合理的配慮の説明を行うということで、少し似ている内容のところ、かぶりがありますけれども、このような取り組みを書かせていただいております。

次、大きな括弧のところで現在の取り組み状況を記載しております。啓発につきましては市報 6 月号で法改正について掲載し、市ホームページにも法改正と出前講座の案内について、現在掲載しております。5 年度の終わり、3 月ぐらいだと考えておりますが、市報にも法改正を掲載する方向で調整していきたいと思えます。また後ほどお話をいたしますが、松江商工会議所と商工会、合計 4 ヶ所には、直接周知依頼ということで訪問させていただき依頼を行っております。また継続して他の業界団体の方にも訪問を、例えば観光団体も幾つかございますし、医師会など医療系の団体にも訪問してお話をさせていただきたいと思っております。

今回周知に際しましては、めくっていただきますとカラー版のチラシがあります。手づくりで見栄えは外部に委託して作ったものには及ばないかもしれませんが、「令和 6 年 4 月 1 日から事業者による合理的配慮の提供が義務となります」というタイトルで、資料を作らせていただいて、既にこの資料を使って各所に周知のご協力をお願いしているところでございます。

その他、未実施でございますが、条例改正が議決された後、市民や事業者等の合理的配慮を改めて考える場を 1 回設けようということで、障がい理解のワークショップを、冬だと思っておりますが、開催したいと考えておりますし、もう一つ未実施でございますが心のバリアフリーハンドブック、これもお手元にサンプルで配らせていただいておりますけれども、この内容についても、例えば市、事業者等の役割について掲載する、その他、記載できるところがあれば、追加でページを作る方向で調整をしたいと考えております。また、その他の取り組みとして、市の教育委員会、県教育庁などを通じて、各種学校に出前講座の活用を働きかけ、それによって共生社会、障がい理解の周知を広めていくというところがございますけれども、取り組みとしてはまだできておりませんが、まずは市の教育委員会に協力を求めて、市立の学校の方に出前講座の活用をしたいと思えますし、私立の学校に行くに際しては県教育庁にも協力の依頼をしたいと考えております。

めくっていただきますと、前回 3 月の会で、この啓発の関係でご質問をいただいて、その場では、検討させていただきますということで、残っていた案件についてお話をさせていただきたいと思えます。宍道委員さんからいただいたご要望ご質問がございました。今日はご欠席でございますけれども、松江市側の回答を資料に落とし込んでお話をさせていただきたいと思えます。

どのようなご要望であったかという、市民向けのハンドブックが少しわかりづらい部分がある。

また、市民の手元に行き渡っていない。市民向け当事者向けのわかりやすいチラシやハンドブックを作成して、確実に手元に行き渡るようにしてもらいたい。というご意見を頂戴しました。

ハンドブックについては、先ほども申し上げましたけれども、例えば行政等の役割を新たに追加できればと考えておりました、一部改定を検討しております。ただこのハンドブックは、今のところ合計 10 ページで構成されておりますが、分量的には見やすい分量でできております。そのコンパクト性はある程度保ちたいと思っております、追加のページは、できれば 1 ページ程度を想定して、基本的には、現行の形を生かしていきたいと考えております。また、これは宍道委員さんだけでなく、それ以外の委員さんも含めてですが、このハンドブックに少しわかりづらい部分があるということがあれば、ご意見をお寄せいただきたいと考えております。また、わかりやすいものを作ってほしいというところでは、参考でつけておりますけれども、障害者差別解消法ができましたというかなり古いリーフレット、A3 表裏の 1 枚ものです。これは当時、法律ができたときに、内閣府が当事者の方向けに作ったリーフレットでございます。同様な形で作っている自治体はいろいろあるのではないかと思います。割と少ないという印象はありますが、その中でも内閣府は、いろいろな絵付きで作っていたので参考に付けましたが、できればこのような簡易版、やさしい版を作って、知的障がいの方が対象になるのかもしれませんが、法律の概要でありましたり、行政や事業所の役割、合理的配慮や、いろいろなケースの事例など、そういうところをよりわかりやすく見ていただくことができるのではないかと考えております。

また確実に市民の皆さんの手元に行き渡らせてほしいというご意見がございましたが、ガイドブック等の障がいのある方を含む市民の皆さんへの配布は、窓口でありましたり、当事者団体経由でありましたり、事業所経由でありましたり、ホームページからのダウンロード、出前講座などがあります。また専門学校の方から教材として使いたいということがありまして、そういうところでお渡しをしております。仮に全戸配布すると 7 万 6,000 部が必要となります。数の問題ではないとは思いますが、配布をするということは、1 回配布をすれば終わりというような、単発的なところもございまして、継続して啓発を続けていくということが大事ではないかと思っております。したがってあらゆるアプローチの場所、例えばホームページや、窓口、直接の電話でも結構ですので、パンフレットをすぐにお渡しできるような形を継続することの方が良いのではないかと考えております。以上のことを宍道委員さんからいただいておりますので、回答として作らせていただいたところでございます。啓発については以上です。ご意見等よろしく申し上げます。

○門脇委員長 ありがとうございます。それでは障がい理解の啓発という項目に関しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

○京委員 島根大学の京です。ご説明ありがとうございます。何点か気になったのでお聞きします。まず、理解啓発のところ、もう少し突っ込んだお話をお聞きしたいなと思ったのですが、一層の合理的配慮の周知を行う、少しだけ例が挙がっておりましたが、誰に対して具体的にどう行うのかというところが少し見えにくいと思います。企業への働きかけ等は見えましたが、一方で市民等への働きかけというのが、このパンフレットだけでいいのかどうかというところが伝わってこなくて、そこを誰にどう働きかけるのか、もう少し説明をいただきたいなと思ったのが一つ。それと事業者ということですが、差別解消法上、事業者の解釈の中にはボランティア団体だったり、地域で活動している団体であったりも含まれていると思いますが、今の説明だと企業があり、医師会や観光団体などという

のはわかりましたが、基本的には市は企業というところを念頭に置いていると思います。そういったボランティア団体等に対しての働きかけということについては、どうお考えなのかということを知りたいと思いました。

パンフレットのことで、いろいろな障がいのある方、誰を対象にしたパンフレットにするのかというところが、やはり大事だなということを思いながら読んでいたのですが、国のこのわかりやすい版と比較すると、ルビが振られていないというのが、4コマ漫画のところだけ書かれています。それ以外のところはルビが振られていないというところは、かなり課題があると思いますし、視覚障がいのある方達からしてみると、文字の大きさなどが読みやすいのかどうかということも、精査していただく内容になってくると思います。何よりも一番、心のバリアフリーと書かれていますが、目に見えにくい障がい、内部障がいであったり、発達障がい、精神障がいだったり、そういう方たちのことに対しての言及があまり多くないと思いましたので、その辺り内容を整理して、すべての障がいのある人たちのことが理解できる、そこに近づいていけるような内容にまとめていただくのが大事だと思いました。以上です。

○曾田係長 ありがとうございます。啓発についての一つ目のお話、誰にどのように強めていくのかということをございます。この法改正の中で、つつい企業、事業所という言葉が出てきてしましますが、もちろん市民全般に対する啓発、これまでの考え方をもう少し、共生社会寄りに変えていただくという取り組みが必要だと思っております。これまでよりもどのように強めていくのか、ホームページや市報を使うやり方が松江市では一般的ですが、一つには、まだこれは私が考えているところですが、松江市と包括連携をしている事業所、企業が幾つもありますし、その他連携をしていない、協定を結んでいない事業所さんもあります。そういうところに出かけて、ポスター1枚でも貼らせていただきたいとか、パンフレットを置かせてもらい、来る人に見てもらいたいとか、それはマンパワーの問題もありますが、出来るのではないかと考えておまして、これは我々の思い一つのところではありますけれども、もう一步、市民に対する周知を強化できるのではないかと考えております。

続いて事業所と言いますと、いわゆる民間企業がありますが、ボランティア団体もそうですし、NPO団体もあり、それぞれ個々に回るというのも難しいですので、それぞれをまとめる団体の方に行くという意識はございます。現在、市の内部で、どういう団体があるのか、我々の知らない団体もあるでしょうから、調べているところがございます。それを一旦整理して、営利的でない団体にも対応していきたいと思っております。

パンフレットの中身につきましては、シンプルな作りではございます。ただ、他市のトレンドも含めましていろいろと調べてみますと、もっと分厚く作っていて、内部障がいはこう、発達障がいはこうとか、それに対応する接し方などがしっかり書かれているところもあります。今の考え方はなるべく薄く作ってぱっと見やすい形というのを考えております。その範囲の中でできるのか、検討させていただきたいと思っております。なるべく広くの障がいがわかって、一般的ながら適切な対応ができるという知識といいますか、情報が載せられるとそれが一番いいと思っておりますので、改訂をするにあたっては、その点も意識させていただきたいと思っております。

○京委員 ありがとうございます。あえてですが、ここに挙がっていない障がいもありますので、そこを意識していただくことは大事なと思いますし、何より先ほど申し上げたように、このパンフレットを誰に対して情報発信するのか、市民向けなのか事業所向けなのかそれとも障がいのある当事者

の皆さんが、安心して相談できるような、場所はここですよということを紹介するものなのか、それぞれ含めてなのかもしれませんが、そうした方向性というのも見えやすくしていただけるといいと思いました。よろしく願いいたします。

○曾田係長 ありがとうございます。このハンドブックですが、誰向けなのかと言いますと、薄く広く全員向けという形とっております。どちらかという、障がいのない方に向けて 4 コマ漫画などを示しながら、こういう時にはこういうことがありますねというのを示す一方で、障がい差別を受けた時のフローを載せております。それがバランスがいいと捉えることができるのか、何かもう少しターゲットを絞ったほうがいいのではないかとするのはあるかもしれませんが、いろいろな意見がある中で、割と好評を得ているという点も有りますので、ただ先ほど内部障がいとか、ルビのことなどがございましたので、そのような話をさせていただきました。

○門脇委員長 そうしましたら他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小田川委員 ハローワークの小田川です。今のこの広報のところは、私どもハローワークを含めた島根労働局も雇用の関係から、障がい者差別解消に向けていろいろ、日々職業相談を中心に聞いていますが、このガイドブックハンドブックなどの事例のほかに、まさにお一人お一人が実際にお話されることを聞くと、職業相談の場面から一つ感じることは、当事者は当然意識し、ご家族もやはり皆さん意識されるのは、自分自身が明日交通事故で、身体に障がいを負ったりとか、表だって見えないけど、心の病を発症するきっかけになったりとかということ、誰がいつ自分自身がその当事者になるってことも、ありえるわけです。そうするとこういったパンフレットで周知していただくことは非常に大事なことです。広くあまねくというお考えは非常にいいお考えと思いました。

その方法の一つとして、ハローワークもまだ実現できていませんが、周知広報の中で紙だと 1 回配るとそれだけでお金がかかってしまう、なかなか次の手だてに進めないということになると、こういった印刷物を定期的に発行することも大事でしたが、先ほどホームページとも言われましたが、ハローワークの方でもまだ実現できていませんが、ツイッターとか LINE など SNS は皆さん目を通される機会が多いので、このハンドブックも松江市のラインの公式アカウントだとか、ツイッターの公式アカウントとか開設しておられるかもしれませんが、SNS を活用しておられるのであれば、この資料などを掲載されると、いい費用対効果で周知広報できるのではないかと思います。せっかく良いものを作っているの、そういう SNS の活用というの、ハローワーク含めた労働局の方も、まだまだ努力不足なので同じようになくてはと思っておりますが、そういった SNS の活用をこれからご検討いただければと思います。私が今、相談者とやりとりして感じていることですので、せっかくです、意見させていただきました。

○曾田係長 ありがとうございます。松江市はツイッターやインスタもやっていますし、このほど LINE を活用できるかどうかというのを、まだ研究段階のようですけれども、今日こういうことがあったとか、イベントがこういうのがありますというのが載りがちですけれども、そういう部門と話を、こういう情報短縮版ですね、載せることができるのか話してみたいと思います。SNS というのは、そこに登録している人に限られる面もありますが、ダイレクトに届くととてもいいものだと思いますので、それも一つの方法だと思いました。

それと後付で申し訳ございません、このハンドブックについて、知的障がいの方が対象と申し上げましたが、いろいろな考え方ができると思っております。例えば、この 10 ページぐらいでも、ハー

ドルというか面倒くさいという方がおられるかわかりませんが、ぱっと見ただけの情報だけでも、差別解消についての情報が入るという意味では大変手軽な一冊だと思います。案外子どもさんにもいいかもしれませんし、事業者やご家庭の方も、パラパラと見て分かったというバージョンもあるかもしれませんので、一つはこちらの短縮版、やさしい版のようなイメージで作ってみてはどうかと考えています。

○門脇委員長 そうしましたら他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

○山本委員 山本でございます。今回の改正では合理的配慮が一番メインになることだと思いますが、5ページにありますようにいろいろな事例を挙げてわかりやすく市民に伝えていく、これは非常に大切なことだと思っております。事例と言ったらもう千差万別で、実際に起こることは、これだけじゃなくて、他にもたくさん、これ以外のことが多いと思います。結局、聴覚障がいとか視覚障がいの方は、言葉でゆっくり話すとかいうことと、またユニバーサルデザインといいますか、移動をわかりやすく見えるようなイメージ化するとか、いろいろあると思いますので、なるべくそういうのを、いろいろな機会を見て、具体的に発信していければ、市民の方もだんだんにこういうことが合理的配慮に当たるのだなということがわかるのだと思います。

私もいろいろ勉強しておりますと、こういうことが配慮に当たるのかなとか、こういうことは実際無理だからしなくてもそれはある程度許容されるとか、いろんな事例がありまして、実際の具体的な事例を基にすることで自分が判断することができるようになってくると思います。その辺もまた情報発信をよろしくお願ひしたいと思います。

○曾田係長 ありがとうございます。それをまとめる取り組みをしたいと思っております。例えば出前講座のところでは、そういうお話ができればと思っております。一方、ただ単に聴覚障がいではこういうことを、視覚障がいではこういうことを、というのが事例としてよくありますという情報は、第一線の情報にすぎないということもあり、なぜそういう配慮をしなければいけないのか、もう少し掘り下げて、国であったりとか、他の世界の動きであったりとか、こういうことがありますということをご紹介できればよいと考えています。わかりやすい事例の提示に努めていきたいと思っております。

< 2 相談体制・研修 >

○門脇委員長 そうしましたら、次の相談体制・研修の方に移りたいと思っております。説明お願いいたします。

○曾田係長 続きまして、2の相談体制、研修のところでございます。

こちら指のしるしで方向性を示しておりますが、事業者の相談窓口を明示する、事業者等に対して相談機関の情報提供を積極的に行う、相談窓口は、事業者市民向け窓口として、市の障がい者福祉課、絆、加えて市民向け窓口として市内の相談支援事業所が18ヶ所、一般的な相談対応いただく、差別や合理的配慮も含めてですが、そういう相談に乗っていただくという契約をしておりますので、そこも対応するというので、周知をしていきたいと思っております。

取り組み状況でございますけれども、これも取り組みは継続中でございます。市のホームページに相談窓口は市の障がい者福祉課、絆であること、先ほどチラシの方にも、事業者向けとは書いておりませんが掲載をしております。市民向けとしては加えて委託相談支援事業所がございますので、そちらの連絡先も、ホームページに掲載をしたいと思っております。18ヶ所ありますと紙では一覧

にするだけでも普通に 1 ページぐらいになってしまいますが、ホームページでしたらそこは簡単に
対応ができるということで、載せたいと思っております。チラシにも載せていますということと、ま
だ予定ですが国から、秋頃に相談窓口を開設するという話がありました。国が相談を受けとめて、国
が対応するというものなのか、国が相談を受けて、その情報を例えば市の方にまわして、市で対応し
てくださいという形なのか、そこの辺がまだわかりませんが、後者の方ではないかと思っています。
国も一時的なそういう窓口を作ると言われておりますので、そのような確認をした上で、周知をした
いと考えております。

続いてめぐっていただきますと、これも前回の委員会の中でいただきましたご意見でございまし
て、広野副委員長さんと京委員さんからお話がございました。一つ目が事業者の相談窓口は障がい者
福祉課と絆の二つと言われたが、事業者が相談される場合は商工会議所など普段つき合いのある団
体にまず相談されると思う。今後は県とも役割分担をされるとのことだが、その連携について県の商
工部門にこの話を十分に行って、商工会議所等の職員が相談を受けた時に的確に対応できるような
形をとっておかないといけないと思う。県との協議の中ではその所は詰めておいていただきたい
と思う。

もう一つが福祉だけで、事業所や当事者からの相談を担う事で良いのかと感じており、事業所や企
業における合理的配慮についての相談であれば、企業関係者の方が話になりやすいと思われる。また
学校であれば教育委員会であったりと、障がいの人は必ず福祉に繋がっているわけでもないので、そ
れぞれの生活場面でそれに対応した所に相談できるような窓口があった方が良い、というご意見を
頂戴しています。

それ以降のこちらの取り組みも含めての回答でございます。5月に島根県障がい福祉課に法改正の
周知を今後どうやっていくのかという方針を伺いました。取り組みはこれからということでござい
まして、それ以上のところは、決まっていない状況でございましたので、県の商工部門との具体的な
連携についてその場で話を広げるといふ段階ではないと判断をいたしました。ただ、市としては県に
いろいろと協力していくので、必要であれば声をかけてくださいということを伝えております。

一方、県との連携について県障がい福祉課が動き出す機会を待つべきか否か、いろいろありますけ
れども、それを待っていては相当時間が経過する可能性もあると思ひまして、市としては市内事業者
の多くが加入する商工会議所、商工会の計 4 ヶ所に訪問して、周知の依頼を行いまして、快く協
力をいただけるということでございました。書いてはございませんが、商工会議所や商工会の会報の中
にそういう一コマを作っていただけるところもありますし、先ほどのチラシを折り込んで送ること
もできると言っていたいております。また今後は、他の業界団体にも行きたいと考えております。

なお商工団体では、障がい者への配慮が必要であるという、一般的な認識は持っておられまして、
これは大変ありがたい事と思っておりますが、障害者差別解消法であったり、合理的配慮は何かとい
うところの基本的な知識はまだこれからという様子も見受けられました。またそれぞれの団体は主
に商工の振興のために活動をされている中で、合理的配慮の相談を受けて的確に助言をするとい
う役割はすぐには難しいだろうと考えまして、周知の協力依頼までいたしました。

団体によっては、出前講座を受けることを考えたいと言ってくる団体が二つか三つあったと
思いますので、出前講座を受講いただいて、今よりも障がいに対する知識を高めてもらって、可能な
範囲で簡易な相談に対応いただくことを、お願いしていきたいと思っております。また行政機関であ

る教育委員会には障がい者福祉課と連携しながら、学校やその周辺のことについて、相談に対応する要請をしたいと考えております。という回答をさせていただきました。

この項目、次のページに繋がっておりまして、もう少し話を進めさせていただきます。続いて研修の関連でございます。方向性として相談体制の充実は、相談を受ける側の質の向上により行う。相談対応を行う人向けの研修の実施・対応マニュアルの作成を行うという方向性に対して、取り組みとしましては、障がい差別等に係る研修会を開催し、合理的配慮、障がいの基本知識、地域や国等での現状、相談事例、解決事例等をお伝えし、相談対応者の見識（質）の向上を図る。また研修は国県が開催する場合は活用するというところでございます。取り組みはまだ未実施でございます。

令和5年度ですけれども、基幹相談支援センター絆において、福祉事業所等に向けまして、まだこれから企画するところでございますけれども、合理的配慮の提供に係る研修会を予定しております。以降も、毎年できるかはこれからですけれども、適宜合理的配慮、障がい差別解消をテーマに設定して研修を実施していきたいと思っております。また国県の研修会の情報は今のところございませんが、開催にあたっては、必要な協力、例えば松江市でやるということになりますと、障がい者福祉課も何らか協力したいと思っておりますし、また活用を行っていききたいと思っております。

また研修に向けては対応マニュアル若しくは準じる資料を作成し相談に当たる人がわかりやすくするという取り組みでございます。これもまだ未実施でございますが、先ほどの事例をという話にも繋がるところでございますけれども、事例の資料を作成いたしまして、研修の場等で提供していきたいと考えております。相談体制等の研修については以上でございます。よろしくお願いいたします。

<3 市内部の取り組み>

○門脇委員長 ありがとうございます。相談体制と研修の項目に関しまして、質問等ございますでしょうか。

そうしましたら最後に全体を通じて質問の機会がございますので、次の市内部の取り組みに移りたいと思います。説明をお願いいたします。

○曾田係長 はい。続きまして、3市内部の取り組みでございます。方向性としまして市職員の障がい理解、合理的配慮についての意識を高めるとしてございまして、具体的な取り組みとしましては、当市では、職員向けに作成をしております障害者差別解消法の推進に関する職員対応要領がございます。これを改定しまして、障がいに対する考えでありましたり、窓口等での対応等の記載をバージョンアップしまして、これを使って職員への研修をできれば今年度末のところで行って差別解消への意識を底上げしていきたいと思っております。未実施でございますが、今後対応要領の改定を行って研修をしたいと考えております。また先ほどと同じですけれども、事例集を作りまして、これを見ながら研修をしていきたいと思っております。

めくっていただきまして、次のページです。施設の老朽化等による改修時のバリアフリー化推進を検討するということでございます。施設所管課に対して、まず改善箇所の適切な把握を促すということと、また改善箇所の有無に限らず、老朽化等による改修時にはバリアフリー化をするように促すとあります。施設の新設、改修計画にあたっては、バリアフリーアドバイザー制度がございまして、身障者福祉協会さんに協力をいただいておりますので、その制度を活用してあらかじめ聞くということに取り組んでいきたいと思っております。

取り組み状況でございますけれどもまだ未実施でございます。庁内通知や研修において新設時、改修時にバリアフリー化を促したいと考えております。その際にはバリアフリーアドバイザー制度を使うように促したいと考えております。

続きまして、市の制度については、障がいの有無に限らず、制度、情報、利便のいずれにおいても利用に支障がないよう、必要な改善を行うとしております。取り組みとしましては、市の現行制度や取り組みについて、障がいのある人への配慮について、まずは点検を行って、必要に応じて制度等の改善を行うよう促して参ります。取り組みとしましては、先ほどから未実施が続いております。申し訳ございませんけれども、まず各部署で所管する各種制度を点検しまして、障がいのある方が理由なく利用できない、又は実質利用できない制度がある場合は、必要な改正をするよう促していきたいと思っております。

続いて、市役所における意思疎通手段、案内方法の工夫について、可能なところから実施するという取り組みでございます。これにつきましては、取り組み中としてございまして、窓口における合理的配慮に係る留意点について改めて庁内に示しております。聴覚、視覚、知的障がいの方が窓口にこられたときに、こういう対応をするように心がけてくださいというお知らせを、先般行ったところでございます。

そしてまだこれからの検討でございますけれども、筆談、代筆などの配慮を行う、そういうことができますということを、窓口カウンターで明示すること、その方法についても検討したいと思っておりますし、聴覚、視覚等の障がいがある方が、自分は障がいがありますということが、今度は市の方にわかりやすいように伝える方法についても検討して参ります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 門脇委員長 ありがとうございます。市内部の取り組みに関しまして、ご意見質問等でございますでしょうか。
- 京委員 ご説明ありがとうございます。感想ですけれども、今日ここに来るときに、〇〇さん（傍聴者：視覚障がい者）とご一緒に、入り口からエレベーターを通ってずっと一緒にここまでたどり着いたのですが、途中誘導してくれた職員さんたちの対応が丁寧でよかったなと思っております。そうした研修は広く、職員の皆さんに行き届いているのだらうなと感じましたので、是非そうした取り組みは継続していただけたら、その一端を見ることができたのがすごくうれしかったですということをお伝えしたいと思いました。
- 曾田係長 ありがとうございます。ちなみに、新庁舎には、東と西の入り口がありまして、両方に総合案内がございますので、日中わからないことがございましたら、総合案内で聞いていただければ結構です。障がい者福祉課がある西棟にも、総合案内が現在配置してありますので、もし何かあれば聞いていただければと思います。
- 中村委員 松江ろう学校の中村です。私、養護学校にも勤務してございまして、確か高等部3年生の生徒が、こちらの市役所へ、恐らく障がい者枠ということで就労させていただいて、働いている姿も何度か見たことがあります。この市役所の中にもそういう部署があって、共に働く仲間としてどのような配慮をしているのかというようなことも、市役所の皆さんで共有されていることなのでしょうか。まずは身内からみたいところで、知的障がいのある生徒だったのでございますけれども、どんな合理的配慮をして、こんなことをしているみたいなのは共有されているのでしょうか。

- 曾田係長 知的障がいをお持ちの方が仕事をされているということですが、この部署でこういう方が働いているということは、現状、全員には周知されていません。その職場の所属長と、その方が仕事をされるにあたり関係する職員には少なくとも関連する情報が伝わっていて、こういう配慮が必要だという申し合わせは作られていると思います。
- 中村委員 いい事例になればなと思いますね。当事者から、こういう配慮をしてもらってうれしかったとか、ゆっくり言ってもらったりとか、一つずつたくさんじゃなくて、指示を出してもらってわかりやすかったとか、せっかく当事者が市役所の中で働いているわけですので、そういった当事者の声を共有していただくと、合理的配慮はこういうことなのかという、当事者側からの発信にもなるのではないかと思います。彼が大変いい表情で働いていて、私は送り出した側としてとても誇らしく思ったので、恐らく市役所の、それぞれの部署の皆様がきちっと理解した上で、彼に合った、合理的な配慮を提供して下さっているのだらうと、うれしく思い、そういった上手くいっている事例などは、ぜひ、まず市役所の中でも共有していただけたらと思いました。
- 曾田係長 ありがとうございます。人事総務部門との相談になろうと思いますが、例えばこういう特性のある職員は、こういう配慮があると働きやすいとか、そういう事例が、全体的に共有が図れるかどうか話し合ってみたいと思います。ありがとうございます。

< 4 他の団体との連携 差別事例や取り組みの情報収集の共有 >

- 門脇委員長 その他意見質問等ございますでしょうか。そうしましたら、次の項目、他の団体との連携について説明をお願いいたします。
- 曾田係長 4番目、他の団体との連携と、差別事例や取り組みの情報収集の共有というところで最後の項目とさせていただきます。

一つ目が他団体との連携ということで県、市の連携の部分でございます。県、市の役割について、協議により確認をするという方向については、国の基本方針等に記載されている県、市の役割分担について、県と協議等により確認し、また連携して差別事案等に対応するという取り組みでやっていこうとしておりました。これにつきましては、現在取り組み中としておりますけれども、先般5月に県の障がい福祉課と協議、話し合いを行いまして、国がこの障がい差別の解消については基本方針というのを作っていますが、今回の法改正に合わせて現在改訂版を示されております。その新しい基本方針に従って、お互いの役割分担をする旨の申合せを行っております。その基本方針には、きちんと確定的に書いてあるわけではありませんが、概ね国はこういう役割、県はこういう役割、市はこういう役割というのが書いてございます。それを踏まえると次の通りでございます。

相談者にとって一番身近な松江市が基本的な窓口の役割を果たし、島根県は市町村への助言や広域的専門的な事案についての支援連携を行う。また必要に応じ、一時的な相談窓口の役割を担うということで、松江市での事案については、まずは松江市が対応するという話になってしまうのですが、これでお互いやっていくということで整理をしております。もちろんいろいろな事案がありますので、そこはお互い連携してやっていこうということで、申合せを行っております。

続きまして差別事例や取り組みの情報収集を行い整理及び提供を行うということにつきましては、市内、また他の地域での事例や取り組みを収集して整備を行うと。事例については事業者、市民等が見ることができるよう、市のホームページで内容は差し支えない限りですが情報提供を行い、国から

事例を求められた場合には提供を行います。現在取り組み中の部分もございまして、市の方では相談事例については、毎年こういう案件があったという記録はとっております。これに合わせて、国県等の事例、また、民間事業所等の事例もあると思いますので、そういう生活の場面や事業の運営等で、よく見られる事例をピックアップして紹介していければと考えております。また、国には必要に応じて事例の情報提供を行いますし、島根県には、年に一度事例の提出をしておりますので、必要があれば事例をいただくということもお願いをしようと思っております。以上でございます。

○門脇委員長 ありがとうございます。他の団体との連携、差別事例や取り組みの情報収集の共有、この項目に関しまして、ご意見等ございますでしょうか。

そうしましたらこの項目に限らず全体を通じて何か、ご意見等ございますでしょうか。

○京委員 相談体制・研修のところ、パンフレットを見て気づいたところですが、パンフレットの3ページと4ページのところに、相談の体制のところ、市と松江市障がい者基幹相談支援センターと相談支援事業所と地域相談員と書かれていて、イメージができずにいるところがあるのですが、地域相談員とは具体的にどういう人のことを想定してるのか、実際にどう問い合わせたらいいかということ。私は地域で生活していますが、周りのどなたが地域相談員なのかってのがわかりませんが、まずそこをどうされるのか、その相談体制と研修のところ、そうした地域相談員という方たちを対象にした何か取り組みをされる予定なのかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○曾田係長 地域相談員でございますけれども、このパンフレットでは地域相談員と表現しておりますけれども、松江市では障がい者の方向けの相談員ということで、当事者の方が相談に応じる制度を身体障がい者さんと知的障がい者さんで用意をしております、身体障がいの方の相談については、身障者福祉協会さんに紹介いただいた方に相談員になっていただいております。一方、知的障がいの方については、手をつなぐ育成会さんに紹介をいただいた方々になっていただいております。その方々も障がいに関する相談、暮らしの相談を受けて、簡単な相談であれば、こうだよねというふうに、どこかにつないで、少し難しいもの、自分では対処できないということになりましたら、絆や市の障がい者福祉課の方につないでいただくような形でやっているとございます。この相談員制度について、どのようにPRをしたらいいのか、こちら少し考えているところでございます。積極的に、この方は身体障がいの相談ができますとなりますと、過去には確か知的の方であったと思いますが、たくさんの相談がきて大変だということがあり、ある程度情報を伏せた時期もありましたが、それでいいのかという話題を知的障がい者の相談員さんの方々と、今年度当初ぐらいにしたところでございます。

他市などを見ますと、これも様々ですけれども、名前と電話番号を公表しているようなところもありますし、名前だけ載せているところもあります。もう少し存在感を出しながら相談を受ける体制があるということ、バランスよく作っていくにはどうしたらいいのか、考えているところでございますので、またご相談させていただければと思っております。よろしくをお願いします。

○京委員 情報提供いただきましてありがとうございます。私は最初福祉推進員みたいな人かというイメージしたのですが、そうではないということですね。社協などの協力だったりとかそういうのもあっていいのかなとも思います。相談できる裾野を広げていく、情報発信できる発信拠点をいろいろ作って広げていく、作っていくことが大事なことかなと思いますので、ぜひご検討いただけ

ればと思います。

○曾田係長 社協には、何でも相談という窓口があったと思いますけれども、そこの方にも話をして、一緒に聞いてくれる側になっていただくように話ができればと思っております。

○門脇委員長 他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

そうしましたら皆様からご意見をいただきましたので、事務局としましては、次回に向けてどのようにされる予定でしょうか。

【その他】

今後のスケジュール【資料3】

○曾田係長 たくさんご意見を頂戴しましてありがとうございます。その他のスケジュールとレジメに書いてございますけれども、スケジュールの方も見ていただきますでしょうか。資料3に改正スケジュールということで記載をしております、今の予定で参りますと、いつの議会で議案を提出するかと言いますと、11月議会で提出したいと考えております。そういう意味でいきますと、次は差別解消推進委員会を開催させていただきまして、今日いただきましたご意見を踏まえて、改めて条例改正の案でありましたり、その時の取り組みについてもまたご報告をさせていただくことになると思っております。仮にそこで、この案ではむつかしい、ということになりますと、次の予備回ということで11月の回もございますので、そこまでいきますと、11月議会ではなくて、2月議会という方向になると思っております。次は9月に再度会議を開催させていただきまして、今日いただきましたことをについて、再度検討したものをご提示できればと考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○門脇委員長 今後の予定について何かご質問等ございますでしょうか。

そうしましたらこれにて審議を終えたいと思います。皆様ありがとうございます。議事が終了しましたので進行を事務局に戻します。

○有間課長 委員の皆様には本日は丁寧にご審議をいただきまして、また、様々なご意見等いただきましてありがとうございます。また門脇委員長様には円滑に議事進行していただき、大変ありがとうございます。最後に次長からご挨拶を申し上げます。

○岸本次長 健康福祉部の岸本でございます。今日は少し遅参しまして大変失礼いたしました。本日はお忙しいところ、それから昼間は本当にうだるような暑さで大変お疲れのところ、会議にお出かけをいただきまして大変ありがとうございます。前回3月の委員会から検討等を進めております市の障がい差別解消条例の方でございます。併せて施策や具体的な取り組みにつきましても今日は丁寧にご審議をいただいて様々な意見を頂戴したものだと思っております。先ほど事務局の方から話もありましたけれども、次回9月に向けて、また皆様には時間をいただくことになって大変恐縮ではございますけれども、少しでも納得がいただける形に、いいものにしていくということで、またお時間を頂戴いたしますけれども、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

少しお話がずれるかもしれませんが、市の方では、障がい者手帳の発行ですとか、それから様々な障がい福祉サービスのご提供をさせていただいているというところがございますけれども、障がいがあるかないかということにかかわらず、お互いが自然に尊重し合えるかどうかというのが、本当に

住みよいまちといえるかどうか、ベースの考え方ではないかというふうに思っているところでございます。そういった中で、先ほどわかりやすいようにどういった方をターゲットに、どういった媒体で説明していくのかという議論もあったかと思えますけれども、市としてはそういう考え方の一端を、少しでも多くの市民の皆様ですとか、事業者の皆様に、わかりやすくお伝えするということが、今後大事なことかなというところを、皆様の意見を踏まえて今感じているところでございます。

今回は条例の改正ですとか、施策というか少し硬い内容のものになっておりましてそういったものについて意見をいただいているところでございますが、市といたしましては様々な場面で障がい者理解を進めていただくためにですね、引き続きの取り組みを進めて参りたいというふうに考えておりますので、皆様の今後もご理解ご協力の方よろしくお願ひしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

- 有間課長 次回の委員会は9月を予定しておりますが、また日取りについてはご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは以上をもちまして、令和5年度第1回松江市障がい者差別解消推進委員会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。

(以上)